

## 公立大学法人宮城大学賃金規程（案）

### 第1章 総則

#### （目的と定義）

第1条 この公立大学法人宮城大学賃金規程（以下、「この規程」という）は、公立大学法人宮城大学就業規則（以下「就業規則」という。）第69条に従って、公立大学法人宮城大学（「法人」という）の正規の職員の賃金について定める。なお、非常勤職員・臨時職員等の有期雇用職員の賃金については別に定める。

#### （賃金の定義）

第2条 この規程で賃金とは、給料、手当、その他法人が勤労の対価として職員に対して支払うすべてのものをいう。

#### （賃金の種類）

第3条 職員の賃金は給料及び諸手当とする。

2 給料は給料月額及び給料の調整額とする。

3 諸手当は管理職手当、初任給調整手当、家族手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、**特別業務手当**、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

#### （賃金請求権）

第4条 この規程による賃金の請求権は2年間とし、この間に請求を行わない場合には時効によって消滅する。

### 第2章 給料

#### （給料月額）

第5条 各職員の受ける給料月額は、各職員の行なう職の種類ごとに、職務の等級及び職務能力の段階にもとづく給料表によって定める。

#### （給料表）

第6条 給料表は、法人職員の職ごとに次に掲げる3つの種類とし、それぞれ教員、事務職員及び技能職員に適用する。

一 教育職給料表（別表第1）

二 事務職給料表（別表第2）

三 技能職給料表（別表第3）

2 前項の各職の給料表は、男女や国籍等の別なく、同一職の正規職員に等しく適用しなければならない。

3 給料表の改定は、宮城県における給料表改訂を参考にして、法人の財務運営状況の許す限りで行なうものとする。

#### （級と号俸）

第7条 各職毎の職務の等級を各職の給料表の級とし、職務等級ごとの職務能力の段階を給料表の号俸とする。

2 教育職員の給料表の級に適用する職位は、次のとおりとする。

級	職位
1級	助手・助教
2級	講師

3 級	准教授
4 級	教授

3 事務職員の給料表の級に適用する職務は、次のとおりとする。

級	職務
1 級	定型的な業務
2 級	専門的な知識又は経験を必要とする業務
3 級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務
4 級	主幹及びこれに相当する職務
5 級	課長及びこれに相当する職務
6 級	困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務
7 級	事務部長の職務
8 級	副学長の職務
9 級	

4 技能職員の職務の級に適用する職務は、次のとおりとする。

級	職務
1 級	技師（農場・運転業務）の職務
2 級	相当の技能または経験を必要とする技師の職務（農場・運転業務）
3 級	高度の技能または経験を必要とする技師（農場・運転業務）
4 級	技師（農場業務主任）の職務

第 8 条 理事長は、各職員の職務の級を職の種類ごとの資格審査（選考）によって、また各職員の職務能力の段階を職務経験年数を踏まえた職務遂行能力の評価によって、定めるものとする。

（初任給，昇格，昇給等の基準）

第 9 条 理事長は、理事会の議を経て、各職の職務の級毎の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級毎の定数の範囲内で決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、別表 4 に定める基準に従い決定する。
- 4 職員が同じ職種の一つの等級から他の級に移った場合の昇格または降格における他の級における号俸は、次のとおり理事会が定める。
  - 一 職員を同じ職務の一つの級から他の級に昇格させる場合における新しい級におけるその者の号俸は、新しい級の号俸の額が昇格の前日に受けていた旧級の額を超える号俸とする。
  - 二 職員を同じ職務の一つの級から他の級に降格させる場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸または、直近下位の額の号俸とする。2 級以上の降格では、1 級下位の級への降格が順次行われた場合の号俸とする。

（昇給の方法・基準等）

第 10 条 職員の昇給は、予算の範囲内で、毎年 1 月 1 日（以下「昇給日」という。）に行なう。

- 2 昇給は、各職員の同一級の号俸を年間の勤務成績によって、**2 号俸から 8 号俸の範囲**で行うものとする。標準の昇給（以下「標準昇給」という）は 4 号俸とする。
- 3 昇給の原則を次のとおりとする。ただし、予算との関係で昇給の人数や程度に制限を設ける場合がある。
  - 一 職員が減給以上の懲戒処分を受けた年については、昇給しない。
  - 二 職員が、病気・介護・欠勤等によって所定労働日の半数以上を休業した年は昇給しない。
  - 三 教員評価の総合評価で最低評価「1」が 2 年以上連続した教員については、昇給しない。
  - 四 病気・介護・欠勤等によって所定労働日の 1 / 6 以上を休業した職員は、2 号俸昇給する。
  - 五 教員評価の総合評価で「1」の評価の教員は 2 号俸昇給する。
  - 六 教員評価の総合評価で「2」「3」「4」評価の教員は**3 号俸から 5 号俸の範囲**で、部門評価の「5」評価（部門優秀者）の教員**及び**総合評価の「5」評価（総合優秀者）の教員は**6 号俸**

**から 8 号俸の範囲で昇給する。**

- 七 事務職員，技能職員評価も理事会が別に定めるところにより同様に昇給に反映させる。
- 4 前項で，教育職給料表の級が 4 級であるもの，事務職給料表の級が 7 級以上であるものにあつては，標準昇給を 3 号俸とする。標準昇給を超える昇給は，4 号俸，5 号俸とする。
  - 5 第 2 項で，55 歳（技能職の職員は 57 歳）に達した職員の翌年からの標準昇給は 3 号俸（前項に該当する職員は 2 号俸）とする。標準昇給を超える昇給は，4 号俸，5 号俸とする。
  - 6 職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。

（給料の調整額）

第 1 1 条 研究科の授業を正規に実際に担当する教員には，当該職を占める期間に限り，給料月額に加えて次の表に定める給料の調整額を支給する。但し，その額が給料月額の 4.5% を超えるときは，給料月額の 4.5% とする。

適用される給料表及び職務の級	額
教育職給料表 1 級	10,600 円
教育職給料表 2 級	12,100 円
教育職給料表 3 級	12,900 円
教育職給料表 4 級	15,400 円

- 2 博士課程後期 3 年の課程研究指導教員の調整額はこれを 2 倍する。

第 3 章 手当

第 1 2 条 管理職手当は，管理又は監督の地位にある職員の職のうち次の表に定める職にある者（「管理職員」という）に，その職務の特殊性に基づき毎月同表に掲げる額を支給する。

職	額
副学長（教員）	122,900 円
副学長（事務職員）	79,800 円～103,900 円
学部長	106,900 円
研究科長	96,200 円
学生部長	80,200 円
センター長	
事務部長	65,600 円
課長	29,500 円～48,200 円

- 2 職員が，月の全労働日数にわたって勤務しなかった場合は，管理職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

第 1 3 条 学部の必要により採用された医師に対し，別表第 5 に定める額を支給する。この場合における期間の区分の適用は，学校教育法に規定する大学卒業の日を起算日とする。

（家族手当）

第 1 4 条 家族手当は，生計を共にする家族または扶養する親族のある職員にそれらの者が他の親族の家族手当や民間事業所の手当の対象ではなく，また年額 130 万円以上の恒常的な収入がない場合に支給する。

- 2 対象親族と 1 人の支給額を次のとおりとする。

対象親族	一人の支給額
一 配偶者（婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む）	月額 13,000 円
二 当該年度内に満 22 歳に達するまでの子及び孫，弟妹	月額 6,000 円
三 満 60 歳以上の父母及び祖父母	月額 6,000 円
四 重度心身障害者	月額 6,000 円

- 3 職員に配偶者がいない場合の前項の表第 2 号から第 4 号までのうち，1 人については 11,000 円とする。

- 4 職員に扶養親族でない配偶者がある場合の前項の表第2号から第4号までのうち、1人については6,500円とする。
- 5 当該年度内に満15歳に達し、当該年度内に満22歳に達するまでの「特定期間の子」がいる場合には、5,000円×特定期間の子の数で計算した額を加算する。

(家族状況届と確認)

- 第15条 職員は、家族手当の対象となる状況に係る追加や変更がある場合には、家族状況届により15日以内に理事長に届け出なければならない。職員の届出の遅れ等によって過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。
- 2 理事長は、現に家族手当の支給を受けている職員が家族手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。

(地域手当)

- 第16条 大和キャンパス及び太白キャンパスが、平均の物価・賃金水準等々の生活条件からいって、仙台市地域の特性を持つことから、職員に地域手当を支給する。
- 2 地域手当月額 = (給料 + 管理職手当 + 家族手当) × 0.03 とする。

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員にそれぞれに規定する額を支給する。但し、宮城大学教員宿舎及び宮城県職員宿舎の貸与者を除く。
- 一 月額12,000円を超える家賃を支払って職員自身が居住する住宅(貸間を含む)を借り受けている職員 次の表に掲げる額

家賃月額	住居手当月額
12,001～23,000円	(家賃月額 - 12,000)円
23,000～55,000円	((家賃月額 - 23,000) × 0.5 + 11,000)円
55,000円～	27,000円

- 二 自己所有の住宅(マンション等を含む)に居住する世帯主である職員 月額3,000円

(住居状況届と確認)

- 第17条 職員は、住居手当に係る状況に変更がある場合には、住居状況届によりこれを15日以内に理事長に届け出なければならない。職員は届出が遅れて過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。
- 2 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員の住居状況が住居手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。

(通勤手当)

- 第19条 通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に次の各号の区分に応じて支給する。なお、通勤距離が片道2キロメートル未満であっても身体的に徒歩等の通勤に著しく支障がある場合には申し出ること。
- 一 通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、運賃又は料金を負担することを常例とする職員に運賃等相当月額(1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合は、超える額の2分の1を加算し、65,000円を限度とする)。算定方法は別に定めるとおりとする。
  - 二 通勤のため自家用車等の使用を常例とする職員にその距離に応じた月額。金額の詳細及び普通自動車以外を使用する場合については、別表6に定める。
  - 三 第1号及び第2号の両方を通勤の常例とする職員に運賃等相当額及び自家用車通勤距離等に応じた月額(1か月当たりの運賃等相当額及び自家用車通勤距離等に応じた月額が55,000円を超える場合は、超える額の2分の1を加算し、65,000円を限度とする)。算定方法は別に定めるとおりとする。
- 2 通勤手当は、月額支給を原則とするが、事情により「支給単位期間」の最初の月の給料支給日に

支給することがある。「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として別に定める期間をいう。

(通勤状況届と確認)

第20条 職員は、通勤手当に係る状況に変更がある場合には、通勤状況届によりこれを15日以内に理事長に届け出なければならない。職員は届出の遅れ等により過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。

2 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員の通勤状況が通勤手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。

(単身赴任手当)

第21条 本法人への転勤による異動(県職員の派遣の場合に限る)の際、配偶者と別居し単身赴任せざるをえず、かつ距離的に配偶者の居所から通勤できない事情があるなどやむを得ない事情がある職員に、この事情を審査の上で、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額とする。後者は、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員について、別に定めるところにより算定した額とする。

(単身赴任届と確認)

第22条 職員は、単身赴任に係る状況に変更がある場合には、単身赴任状況届によりこれを15日以内に理事長に届け出なければならない。職員は届出の遅れ等により過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。

2 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員の状況が単身赴任手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。

(入試手当)

第23条 入学試験業務に従事した職員に入試手当を支払う。

2 前項の手当の額は、1日につき1,000円とする。

(特別業務手当)

第24条 次の各号に掲げる特別な業務に従事した職員に特別業務手当を支給する。

一 入学試験問題作成業務

二 教員免許状更新講習業務

三 認定看護師スクール講師業務

四 その他理事長が認める業務

2 前項各号に掲げる業務に対する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の業務 業務に従事した時間1時間につき1,750円とし、次に掲げる試験問題の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を上限とする。

イ 一般教科 1試験につき40時間

ロ 小論文 1試験につき 8時間

二 前項第二号及び第三号の業務 講義(90分)1回につき、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 教授の職にある職員 12,000円

ロ 准教授の職にある職員 10,200円

ハ 講師及び助教の職にある職員 8,700円

三 前項第四号の業務 理事長が定める額

(職員の平均時間給)

第25条 時間外勤務手当等の算定に用いるために、給料と年所定労働日数をもとに、各職員の平均

時間給を次のとおり定める。

- 一 年平均1ヶ月所定労働時間数 = 年所定労働日数 × 1日の所定労働時間 / 12  
= (年日数 - 年間休日数) × 2 / 3
- 二 職員の平均時間給 = 給料 × 1.03 / 年平均1ヶ月所定労働時間数

(時間外勤務手当)

第26条 所定労働日の勤務時間外に勤務した職員に、その勤務に対し次のとおり時間外勤務手当を支払う。

- 一 対象となる職員は、管理職員を除く事務職員、助手及び技能職員とする。
- 二 管理職員に時間外勤務を命じられ時間外勤務を行なった場合に支払う。
- 三 時間外勤務が22時まで又は5時からの場合の割増給料額は、職員の平均時間給 × 1.25 × 時間外勤務時間数とする。

**四 時間外勤務が22時から5時までの場合の割増給料額は、職員の平均時間給 × 1.5 × 時間外勤務時間数とする。**

**五** 休日を振り替えた場合にも、1週の所定労働時間を超えた場合には、0.25の時間外勤務手当を支払う。

**六** 理事長が認めあるいは命令する会議や危機対応等の業務の場合に、専門業務型裁量労働制を適用する教員(管理職員を除く)についても、時間外勤務手当を支給することがある。

(休日勤務手当)

第27条 休日(代休日も同じ)に勤務した職員に、その勤務に対して次のとおり休日勤務手当を支払う。

- 一 対象となる職員は、管理職員を除く事務職員、教員及び技能職員とする。
- 二 理事長に休日勤務を命じられ休日勤務を行なった場合に支払う。
- 三 休日勤務が22時まで又は5時からの場合の割増給料額は、職員の平均時間給 × 1.35 × 休日勤務時間数とする。

**四 休日勤務が22時から5時までの場合の割増給料額は、職員の平均時間給 × 1.6 × 休日勤務時間数とする。**

(深夜勤務手当)

第28条 **所定労働時間内の勤務として**深夜(22時から5時まで)に勤務した職員に、次のとおり深夜勤務手当を支払う。

- 一 対象となる職員は、管理職員を含む事務職員、教員及び技能職員とする。
- 二 理事長に深夜勤務を命じられ深夜勤務を行なった場合に支払う。
- 三 深夜勤務の割増給料額は職員の平均時間給 × 0.25 × 深夜勤務時間数とする。

(管理職員の特別勤務手当)

第29条 管理職員が理事長の命により休日に勤務した場合は、振り替えの代休とするか、勤務1回につき次の表に定める額の管理職員特別勤務手当を支給する。(勤務時間が6時間を超える場合は、その額の1.5倍)

職	額
副学長	10,000円
学部長	
研究科長	8,000円
学生部長	6,000円
センター長	
事務部長	4,000円
課長	

( 期末手当 )

第 30 条 法人は、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に期末手当を支払う。但し、支給日が休日のときは、この直前の所定労働日に支払う。

2 支払日 6 月 30 日の基準日を 6 月 1 日とする。支払日 12 月 10 日の基準日を 12 月 1 日とする。

3 期末手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前 1 ヶ月以内に退職した元職員、または死亡した元職員とする。但し、これに該当する者であっても、次の者は除く。

- 一 基準日に無給休職中及び停職中の者
- 二 基準日と支給日の間に懲戒解雇処分を受けた者
- 三 基準日と支給日の間に、学校教育法第 9 条 2 号、5 号の欠格条項に該当するようになった者
- 四 **基準日の前 1 ヶ月以内に退職した元職員のうち、次に掲げる者**

**イ その退職した後、支払日の前日の間において、前号に該当する者となった場合**

**ロ その退職した後、基準日までの間において、引き続いて他の公立大学法人等の職員となった場合（本学の職員としての在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員に限る。）**

**ハ その退職した後、基準日までの間において、引き続いて法人の役員となった場合（公立大学法人宮城大学退職手当規程に規定する退職手当を支給されない場合に限る。）**

4 期末手当の額は、次のとおりとする。

- 一 6 月期支給 期末手当額 = 期末手当基礎額 × 6 月期期末手当率 × 期間率
- 二 12 月期支給 期末手当額 = 期末手当基礎額 × 12 月期期末手当率 × 期間率
- イ 期末手当基礎額は、次のとおりとする。  
給料 + 家族手当 + 地域手当 + 職制加算 + 等級加算
- ロ 期末手当率は、次のとおりとする。

6 月期の期末手当率	1.4 (但し、副学長及び学部長は 1.2)
12 月期の期末手当率	1.6 (但し、副学長及び学部長は 1.4)

ハ 期間率は、基準日前 6 ヶ月の在職期間によって次のとおりとする。

在職期間 6 ヶ月	1.0
在職期間 5 ヶ月以上 6 ヶ月未満	0.8
在職期間 3 ヶ月以上 5 ヶ月未満	0.6
在職期間 3 ヶ月未満	0.3

**二 八に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。但し、期間の算定については、停職期間の全期間、休職期間及び育児休業期間の 2 分の 1 の期間を除算する。**

**ホ 基準日の前 6 ヶ月以内の期間において、第 3 項第 4 号の八に掲げる役員が引き続き職員となった場合は、その役員として在職した期間を八に規定する在職期間に算入する。**

**ヘ 職制加算と等級加算は、それぞれ、(給料 + 地域手当) × (次の加算率) とする。**

職制加算		等級加算	
副学長	0.20	副学長	0.20
学部長	0.15	教育職 4 級	0.15
		教育職 3・2 級	0.10
		教育職 1 級 (四年制大学で 7 年以上勤続)	0.05
		事務職 8 級以上	0.20
		事務職 7・6 級	0.15
		事務職 5・4 級	0.10
		事務職 3 級	0.05
		技能職 4 級	0.10
		技能職 3・2 級 (高校卒で 19 年以上勤続)	0.05

( 勤勉手当 )

第 31 条 法人は、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に、職員の勤務成績に応じて勤勉手当を支払う。但し、支給日が休日のときは、この直前の所定労働日に支払う。

- 2 支払日6月30日の基準日を6月1日とする。支払日12月10日の基準日を12月1日とする。  
 3 勤勉手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員、または死亡した元職員とする。但し、これに該当する者であっても、次の者は除く。

**一 基準日に休職中及び停職中の者**

**二 基準日と支給日の間に懲戒解雇処分を受けた者**

**三 基準日と支給日の間に、学校教育法第9条2号、5号の欠格条項に該当するようになった者**

**四 基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員のうち、次に掲げる者**

イ その退職した後、支払日の前日の間において、前号に該当する者となった場合

ロ その退職した後、基準日までの間において、引き続いて他の公立大学法人等の職員となった場合（本学の職員としての在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員に限る。）

ハ その退職した後、基準日までの間において、引き続いて法人の役員となった場合（公立大学法人宮城大学退職手当規程に規定する退職手当を支給されない場合に限る。）

- 4 6月期及び12月期の勤勉手当の額は、次のとおりとする。

一 勤勉手当額 = 勤勉手当基礎額 × 成績率 × 期間率

イ 勤勉手当基礎額は、次のとおりとする。

勤勉手当基礎額 = (給料 + 地域手当) + 職制加算 + 等級加算

ロ 職制加算と等級加算は、それぞれ、(給料 + 地域手当) × (次の加算率) とする。

職制加算		等級加算	
副学長	0.20	副学長	0.20
学部長	0.15	教育職4級	0.15
		教育職3・2級	0.10
		教育職1級（四年制大学で7年以上勤続）	0.05
		事務職8級以上	0.20
		事務職7・6級	0.15
		事務職5・4級	0.10
		事務職3級	0.05
		技能職4級	0.10
		技能職3・2級（高校卒で19年以上勤続）	0.05

ハ 成績率は、理事長が所定の算式による原資の範囲内で、勤勉手当基礎額の0.725を標準にして、次に定める率、また次に定める範囲で教員評価及び事務職員評価による勤務成績を考慮して理事長が定める率とする。

停職処分を受けた職員	0.36（副学長及び学部長0.31以下）
減給処分を受けた職員	0.46（副学長及び学部長0.51以下）
譴責処分を受けた職員	0.50（副学長及び学部長0.61以下）
戒告処分を受けた職員	0.56（副学長及び学部長0.71以下）
訓告処分を受けた職員	0.60（副学長及び学部長0.82以下）
勤務成績が良好と認められない職員	0.36～0.63（副学長及び学部長0.31～0.82）
勤務成績が良好な職員	0.68～0.77（副学長及び学部長0.83～1.15）
勤務成績が特に良好な職員	0.78～0.90（副学長及び学部長0.83～1.15）

二 6ヶ月の在職期間率は、次のとおりとする。

6ヶ月	1.00
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	0.95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	0.90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	0.80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	0.70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	0.60



3ヶ月以上3ヶ月15日未満	0.50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	0.40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	0.30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	0.20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	0.15
15日以上1ヶ月未満	0.10
15日未満	0.05

ホ 二に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。但し、期間の算定については、停職、休職及び育児休業の期間を除算する。

ヘ 基準日の前6ヶ月以内の期間において、第3項第4号の八に掲げる役員が引き続き職員となった場合は、その役員として在職した期間を二に規定する在職期間に算入する。

(寒冷地手当)

第32条 法人の職員に次のとおり、寒冷地手当を支給する。

- 1 支払う期間は、11月から翌年3月までの5ヶ月間、とする。
- 2 支給対象の職員は、基準日で11月から翌年3月までの各月1日に大和キャンパスに勤務する職員。
- 3 寒冷地手当の額は、次の表に掲げるとおりとする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
家族手当支給対象職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

#### 第4章 休職者の給与

第33条 職員が休職にされたときの給与については次に掲げるとおりとする。

- 一 傷病休職の場合、最初の1年間（結核性の病気の場合2年間）は給料（給料月額＋調整額）×80/100を支給する。それ以降、給料は支給しない。
  - 二 勤務中・通勤中の公務災害による休職の場合、最大3年間は給料（給料月額＋調整額）を支給する。
  - 三 その他、休職事由が法人都合によると法人が認めた場合、平均給料の2/3以上を支給するとともに、勤続年数にも通算する。
- 2 無給休職の場合で公立学校共済保険料、その他職員が負担すべき項目がある場合には、毎月末日までに支払うものとする。

#### 第5章 控除

第34条 賃金の職員への支払月額は、給料（給料月額＋調整額）に諸手当を加算するほか、給料から欠勤等控除額および法定控除額等を控除して算定する。

- 2 休職、欠勤、遅刻、早退及び私的外出による不就業については、その時間数（時間内は四捨五入）に応じて、次の算式で計算した額を、翌月の給料から控除する。但し、家族手当及び住居手当については、月の所定労働日の半数以上出勤した場合には所定額を支払う。
  - 一 欠勤等控除額 = (基準内賃金 - 家族手当 - 住居手当) × 不就業率  
(基準内賃金 = 給料 + 管理職手当 + 家族手当 + 地域手当 + 住居手当 + 通勤手当)
  - 二 不就業率 = (休職、欠勤、遅刻、早退及び私的外出の合計時間) / (1ヶ月の平均所定労働時間)
  - 三 年平均1ヶ月所定労働時間数 = 年所定労働日数 × 1日の所定労働時間 / 12  
= (年日数 - 年間休日数) × 2 / 3 (第24条, 参照)
- 3 月の所定労働日の全部を欠勤した場合あるいは休職により休業した場合には、賃金は支払わない。

第35条 休職、欠勤・遅刻・早退その他により就業しなかった時間の合計（不就業時間）は、1ヶ月の平均所定労働時間から、賃金計算期間における次の時間数を差し引き、これに私用による外出

時間数を加えることにより、算定する。

- 一 出勤した日の勤務時間（タイムカードで確認。教員の場合には、専門業務型裁量労働制により **終業時刻までに出勤した場合には、その日は 8 時間勤務したものとみなす。**）
- 二 有給休暇の時間合計
- 三 特別休暇の時間合計
- 四 出張の時間合計（出張により出勤できない場合、8 時間勤務したものとみなす。）
- 五 許可を得て兼業を行なった時間（兼業により出勤出来ない場合、8 時間勤務したものとみなす。）
- 六 許可を得て研修を行なった時間（研修により出勤できない場合、8 時間勤務したものとみなす。）

（法定控除）

第 3 6 条 次の各号に該当するものは、法定により、職員の賃金支払額、期末手当及び勤勉手当から控除する。

- 一 所得税
- 二 住民税
- 三 **公立学校共済組合掛金**
- 四 介護保険料
- 五 雇用保険料

（その他控除）

第 3 7 条 労使協定によって、教員宿舍費は賃金から控除する。その他、懇親会費や保険料などの賃金支払額からの控除は、労使協定によって職員が委託し法人が承認した場合にしか行なわない。

## 第 6 章 賃金支払

（賃金計算期間と支給日）

第 3 8 条 毎月の賃金月額は、毎月の 1 日から起算し月末に締め切る賃金計算期間について、その月の 2 1 日に支払う。但し、支払い日が休日に当たるときは、その直前の所定労働日に繰り上げて支払う。

- 2 賃金計算期間の欠勤等控除額は、翌月の賃金月額から控除する。
- 3 賃金計算期間の途中で採用された場合、または途中で退職した場合は、日割りの計算によって支払う。

（職員の賃金手取り額の決定）

第 3 9 条 職員の毎月の賃金手取り額は、次のように決定する。

- 一 給料表の給料月額を基本とする。
  - 二 調整額を加算する。
  - 三 諸手当を加算する。（諸手当の過払い等の精算等を含む。）
  - 四 欠勤等控除額を控除する。（翌月に前月の賃金計算期間分を控除）
  - 五 法定控除を行う。（税金の年末調整等を含む。）
  - 六 労使協定による控除額を控除する。（これがある場合。）
  - 七 法人は、これによって定まる賃金の月手取り額を月の賃金支払日に職員本人に通貨で支払う。また期末・勤勉手当は各期末手当支払日に支払う。
- 2 給料、給料の調整額、その他手当に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
  - 3 法人は、これによって定まる賃金の月手取り額を月の賃金支払日に職員本人に通貨で支払う。また期末・勤勉手当は各期末手当支払日に支払う。
  - 4 賃金支払日に職員本人に賃金の支払いに関する計算書（賃金支払い明細書）を交付する。

（賃金台帳）

第40条 各職員の賃金の支払いに関する明細書は、賃金台帳に記帳し、保存する。

(賃金の口座振替)

第41条 賃金は、職員の過半数を代表する者との協定(労使協定)により、職員本人が申し出た金融機関への口座振替の方法により支払うことができる。

2 職員は賃金の口座振込先の金融機関を3つまで指定できる。

(本人受け取りの例外措置)

第42条 病気等の理由で職員本人が賃金を受け取ることが出来ない場合には、職員は配偶者等の使者を立て、使者を通じて受け取ることが出来る。その際には、本人への確認と本人受領印等での受領の確認を行なう。

(賃金支払いの訂正)

第43条 所定の期日までに各種の許可申請や状況変更の届出がなく、過少に支払われた賃金額の変更は行なわない。他方、各種の許可申請や変更の届出がなく過大に支払われた場合には、賃金支払いの後でも、職員は過払い分を返還しなければならない。

(非常時払い)

第44条 次の各号のどれか1つに該当する場合の費用に充てるため、職員が請求した場合は、支払日以外に既往の勤務に対する給料を支払うことがある。

- 一 職員又は扶養親族の出産、疾病のとき
- 二 職員又は扶養親族が結婚したとき
- 三 扶養親族が死亡したとき
- 四 災害による被害を受けたとき
- 五 職員又は扶養親族がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷するとき

(再雇用職員の特例)

**第45条 就業規則第47条に規定する60歳の定年で退職となる職員から引き続き再雇用により継続雇用される職員(以下「再雇用職員」という。)に支給される賃金は、次項から第6項までに規定する給料及び諸手当とする。**

**2 給料は、任用される職に応じた給料表及び職務の級を適用し、給料月額は当該再雇用職員の退職前の職務経験等を考慮し理事長が決定する。**

**3 諸手当は管理職手当、地域手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。**

**4 通勤手当の額の算定に当たっては、1ヶ月当たりの通勤所用回数が平均10回に満たない再雇用職員については、職員に適用される通勤手当の額に「0.50」を乗じて得た額とする。**

**5 期末手当の額の算定に当たっては、職員に適用される6月期の期末手当率「1.4」を「0.75」と、12月期の期末手当率「1.6」を「0.85」として関係規定を準用する。**

**6 勤勉手当の額の算定に当たっては、職員に適用される勤勉手当の標準の成績率「0.725」を6月に支給する場合においては「0.35」と、12月に支給する場合においては「0.40」として関係規定を準用する。**

(宮城県からの派遣職員の特例)

第46条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により宮城県から派遣された職員の賃金は、前各条の規定にかかわらず、宮城県職員の例によるものとする。

(委任)

第47条 この規程に定めるほかに賃金に関して必要な事項は、理事長が経営審議会及び理事会の議を経て別に定める。

附 則

( 施行 )

- 1 この規程は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。  
( 承継職員の権利 )
- 2 施行日である公立大学法人宮城大学の設立時に承継される職員については、施行日における資格・職務・条件等の変化がない限り、施行前日の給料、諸手当の該当部分を同一に維持する。

別表第 1 (第 6 条関係)  
教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	204,600	265,400	317,000	409,100
2	206,800	268,500	320,500	411,600
3	209,000	271,600	324,000	414,100
4	211,200	274,700	327,500	416,600
5	213,300	277,800	331,100	419,200
6	215,500	280,600	334,600	421,700
7	217,700	283,400	338,100	424,200
8	219,900	286,100	341,600	426,700
9	222,200	288,900	345,200	429,000
10	224,600	291,800	348,500	431,500
11	227,000	294,700	351,800	434,000
12	229,400	297,600	355,100	436,500
13	231,700	300,400	358,400	438,800
14	234,100	303,000	361,000	441,200
15	236,500	305,600	363,600	443,600
16	238,900	308,200	366,200	446,000
17	241,100	310,700	368,900	448,500
18	244,200	313,500	371,200	450,900
19	247,300	316,300	373,500	453,300
20	250,400	319,100	375,800	455,700
21	253,500	321,700	378,000	458,200
22	256,600	324,500	380,100	460,600
23	259,700	327,300	382,200	463,000
24	262,800	330,100	384,300	465,400
25	265,800	332,700	386,300	467,900
26	268,800	335,200	388,200	470,300
27	271,800	337,700	390,100	472,700
28	274,800	340,200	392,000	475,100
29	277,800	342,600	394,000	477,500
30	280,500	344,800	395,800	479,900
31	283,200	347,000	397,600	482,300
32	285,900	349,200	399,400	484,700
33	288,700	351,500	401,300	487,100
34	291,600	353,800	403,100	489,400
35	294,500	356,100	404,900	491,700
36	297,400	358,400	406,700	494,000
37	300,300	360,500	408,300	496,300
38	302,600	362,600	410,000	498,300
39	304,900	364,700	411,700	500,300
40	307,200	366,800	413,400	502,300
41	309,400	368,800	415,100	504,400
42	310,600	370,700	416,800	506,300
43	311,800	372,600	418,500	508,200
44	313,000	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100

46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	
86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	
88	358,900	427,500	466,200	
89	359,700	428,000	466,700	
90	360,300	428,600		
91	360,900	429,200		
92	361,500	429,800		
93	362,100	430,200		
94	362,600	430,700		
95	363,100	431,200		
96	363,600	431,700		

97	364,200	432,300	
98	364,700	432,800	
99	365,200	433,300	
100	365,700	433,800	
101	366,300	434,400	
102	366,800	434,900	
103	367,300	435,400	
104	367,800	435,900	
105	368,400	436,500	
106	368,900		
107	369,400		
108	369,900		
109	370,500		
110	371,000		
111	371,500		
112	372,000		
113	372,600		
114	373,100		
115	373,600		
116	374,100		
117	374,600		
118	375,100		
119	375,600		
120	376,100		
121	376,600		
122	377,100		
123	377,600		
124	378,100		
125	378,600		
126	379,100		
127	379,600		
128	380,100		
129	380,600		

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第 2 (第 6 条関係)  
事務職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	



46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100
47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900
48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700
49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
86	240,100	296,400	345,300	386,800			
87	240,800	296,800	345,800	387,400			
88	241,500	297,200	346,300	388,000			
89	242,300	297,500	346,700	388,700			
90	242,800	297,900	347,200	389,300			
91	243,300	298,300	347,700	389,900			
92	243,800	298,700	348,200	390,500			
93	244,100	298,900	348,500	391,200			
94		299,300	349,000				
95		299,700	349,500				
96		300,100	350,000				

97	300,300	350,300						
98	300,700	350,800						
99	301,100	351,300						
100	301,500	351,800						
101	301,700	352,100						
102	302,100	352,500						
103	302,500	352,900						
104	302,900	353,300						
105	303,100	353,800						
106	303,500	354,200						
107	303,900	354,600						
108	304,300	355,000						
109	304,500	355,500						
110	304,900	355,900						
111	305,300	356,300						
112	305,700	356,700						
113	305,900	357,200						
114	306,300							
115	306,700							
116	307,100							
117	307,300							
118	307,600							
119	307,900							
120	308,200							
121	308,600							
122	308,900							
123	309,200							
124	309,500							
125	309,900							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係)

技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	121,600	194,800	212,700	279,700
2	122,500	196,200	214,400	281,600
3	123,500	197,600	216,100	283,500
4	124,400	199,000	217,800	285,400
5	125,400	200,500	219,300	287,300
6	126,400	202,000	220,500	289,200
7	127,400	203,500	221,700	291,100
8	128,400	205,000	222,900	293,000
9	129,200	206,500	224,200	294,700
10	130,200	208,100	225,800	296,500
11	131,200	209,700	227,400	298,300
12	132,300	211,300	229,000	300,100
13	133,100	212,700	230,700	301,700
14	134,100	213,700	232,500	303,400
15	135,100	214,700	234,300	305,100
16	136,100	215,700	236,100	306,800
17	137,200	216,500	238,100	308,400
18	138,400	217,500	239,700	310,100
19	139,600	218,500	241,300	311,800
20	140,800	219,500	242,900	313,500
21	141,900	220,400	244,500	315,000
22	143,800	222,400	246,100	316,500
23	145,800	224,400	247,700	318,000
24	147,800	226,400	249,300	319,500
25	149,800	228,300	250,800	321,100
26	151,300	230,200	252,400	322,600
27	152,800	232,100	254,000	324,100
28	154,400	234,000	255,600	325,600
29	155,700	235,700	257,000	327,200
30	157,200	237,300	258,400	329,700
31	158,700	238,900	259,800	332,200
32	160,200	240,500	261,200	334,700
33	161,600	242,100	262,500	337,300
34	163,200	243,700	263,900	339,300
35	164,800	245,300	265,300	341,300
36	166,400	246,900	266,700	343,300
37	167,900	248,400	268,200	345,200
38	169,100	250,000	270,100	347,100
39	170,300	251,600	272,000	349,000
40	171,500	253,200	273,900	350,900
41	172,500	254,600	275,800	352,800
42	174,100	256,000	277,700	354,400
43	175,700	257,400	279,600	356,000
44	177,300	258,800	281,500	357,600
45	179,000	260,100	283,200	359,300

46	180,300	261,500	285,100	360,500
47	181,600	262,900	287,000	361,700
48	182,900	264,300	288,900	362,900
49	184,200	265,600	290,600	363,900
50	186,000	266,900	292,400	365,000
51	187,800	268,200	294,200	366,100
52	189,600	269,500	296,000	367,200
53	191,600	270,600	297,900	368,100
54	192,900	271,900	299,600	368,800
55	194,200	273,200	301,300	369,500
56	195,500	274,500	303,000	370,200
57	196,900	275,700	304,700	370,800
58	198,200	276,800	306,400	371,500
59	199,500	277,900	308,100	372,200
60	200,800	279,000	309,800	372,900
61	202,300	280,200	311,300	373,400
62	204,300	281,200	312,900	374,100
63	206,300	282,200	314,500	374,800
64	208,300	283,200	316,100	375,500
65	210,200	284,200	317,800	376,000
66	211,500	285,100	319,400	376,700
67	212,800	286,000	321,000	377,400
68	214,100	286,900	322,600	378,100
69	215,600	287,900	324,100	378,600
70	216,600	288,700	325,300	379,300
71	217,600	289,500	326,500	380,000
72	218,600	290,300	327,700	380,700
73	219,600	291,100	328,800	381,200
74	220,700	291,600	329,800	381,800
75	221,800	292,100	330,800	382,400
76	222,900	292,600	331,800	383,000
77	224,200	293,000	332,700	383,700
78	225,800	293,400	333,500	384,300
79	227,400	293,800	334,300	384,900
80	229,000	294,200	335,100	385,500
81	230,700	294,500	336,000	386,200
82	232,200	294,900	336,700	386,800
83	233,700	295,300	337,400	387,400
84	235,200	295,700	338,100	388,000
85	236,600	296,000	338,600	388,700
86	238,000	296,400	339,200	389,300
87	239,400	296,800	339,800	389,900
88	240,800	297,200	340,400	390,500
89	242,100	297,500	340,800	391,200
90	243,500	297,900	341,300	
91	244,900	298,300	341,800	
92	246,300	298,700	342,300	
93	247,600	298,900	342,800	
94	249,000	299,300	343,300	
95	250,400	299,700	343,800	
96	251,800	300,100	344,300	

97	253,000	300,300	344,800
98	254,300	300,700	345,300
99	255,600	301,100	345,800
100	256,900	301,500	346,300
101	258,000	301,700	346,700
102	259,200	302,100	347,200
103	260,400	302,500	347,700
104	261,600	302,900	348,200
105	262,900	303,100	348,500
106	264,100	303,500	349,000
107	265,300	303,900	349,500
108	266,500	304,300	350,000
109	267,600	304,500	350,300
110	268,800	304,900	350,800
111	270,000	305,300	351,300
112	271,200	305,700	351,800
113	272,200	305,900	352,100
114	273,300	306,300	352,500
115	274,400	306,700	352,900
116	275,500	307,100	353,300
117	276,600	307,300	353,800
118	277,700	307,600	354,200
119	278,800	307,900	354,600
120	279,900	308,200	355,000
121	281,000	308,600	355,500
122		308,900	355,900
123		309,200	356,300
124		309,500	356,700
125		309,900	357,200

備考 この表は、技師に適用する。

別表4 初任給料月額基準 (第9条関係) <調査中>

最終学歴	職務経験年数	職	初任給料表級・号
4年制大学卒業	0	事務職	事務職1級21号俵
	0	教育職(助手)	教育職1級5号俵
大学院修士課程修了	0	教育職(助教)	教育職1級17号俵
大学院博士課程修了	0	教育職(助教)	教育職1級33号俵

(注) 職とその等級別に選考採用(昇任を含む)し、職員の学歴、職務経験年数等を考慮にして、給料表の級・号俵の適用を定める。

職務経験年数の換算は、**理事会が定める率**とし、同種の職種は100/100、異種の職種は80/100とする。なお、同規則第15条の規程により、5年を超える経験は18月で除して得られる月数とする(2/3)。

(例示)

最終学歴	職務経験年数	職	初任給料表級・号
4年制大学卒業	3年(民間異種等)	教育職(助手)	教育職1級14号俵
	3年(大学教員等)	教育職(助手)	教育職1級17号俵
	10年(民間異種等)	事務職	事務職2級14号俵
	20年(民間異種等)	事務職	事務職3級5号俵
大学院修士課程修了	5年(民間異種等)	教育職(准教授)	教育職3級17号俵
	5年(大学教員等)	教育職(准教授)	教育職3級21号俵
大学院博士課程修了	15年(民間異種等)	教育職(教授)	教育職4級1号俵
	15年(大学教員等)	教育職(教授)	教育職4級4号俵

別表5 初任給調整手当 (第13条関係)

区分	支給月額
1年未満	50,000円
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

別表6(第18条関係)

イ 普通自動車等を使用する職員

普通自動車等の使用距離(片道)	支給月額
4キロメートル未満	2,200円
4キロメートル以上 6キロメートル未満	4,100
6キロメートル以上 8キロメートル未満	4,900
8キロメートル以上 10キロメートル未満	6,000
10キロメートル以上 12キロメートル未満	7,000
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,000
14キロメートル以上 16キロメートル未満	9,000
16キロメートル以上 18キロメートル未満	10,200
18キロメートル以上 20キロメートル未満	11,300
20キロメートル以上 22キロメートル未満	12,500
22キロメートル以上 24キロメートル未満	13,700
24キロメートル以上 26キロメートル未満	14,800
26キロメートル以上 28キロメートル未満	16,000
28キロメートル以上 30キロメートル未満	17,100
30キロメートル以上 32キロメートル未満	18,300
32キロメートル以上 34キロメートル未満	19,500
34キロメートル以上 36キロメートル未満	20,700
36キロメートル以上 38キロメートル未満	21,800
38キロメートル以上 40キロメートル未満	23,000
40キロメートル以上 42キロメートル未満	24,200
42キロメートル以上 44キロメートル未満	25,400
44キロメートル以上 46キロメートル未満	26,600
46キロメートル以上 48キロメートル未満	27,700
48キロメートル以上 50キロメートル未満	28,900
50キロメートル以上 52キロメートル未満	30,000
52キロメートル以上 54キロメートル未満	31,000
54キロメートル以上 56キロメートル未満	31,400
56キロメートル以上 58キロメートル未満	31,700
58キロメートル以上 60キロメートル未満	32,100
60キロメートル以上	33,000



ロ 普通自動車等以外を使用する職員

普通自動車等以外の自動車等の使用距離(片道)	支給月額
5 キロメートル未満	2,000 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	8,900
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	13,700
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	18,500
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	20,900
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	21,800
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	22,700
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	23,600
60 キロメートル以上	24,500